

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
令和3年4月2日(金) 衆・法務委 階 猛 議員(立民)  
想定1問 黒川元検事長は退職金の自主返納を行ったのか、法務  
大臣に問う。

[自主返納されていない]

- 黒川氏に支払われた退職手当については、自主返納されてい  
ないものと承知している。(注1, 2)

(注1) 黒川氏の退職手当の支払時期について

令和2年5月22日付けで辞職した黒川氏については、  
[REDACTED] に、退職手当の支払手続が行われた。

(注2) 退職手当の金額について

個人の退職金額については、個人のプライバシーに関わるものであり、  
お答えを差し控えることになるが、一般論として

- 東京高検検事長の役職にあった者が  
○ 休業等による除算がなされることなく、例えば勤続37年で、  
○ 自己都合により退職した場合

をモデルケースとして算定すると、その退職手当の額は

約5,900万円  
となる。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】